

協議第 2 号

地域自治制度について

地域自治制度について別紙のとおり協議を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会  
会 長 福 田 富 一

平成15年10月27日

宇都宮地域合併協議会  
会長 福田 富一様

地域自治制度小委員会  
委員長 竹原 卓郎

### 地域自治制度構築の中間報告について

地域自治制度につきましては、下記のとおり小委員会を開催し、中間報告書を取りまとめました。

つきましては、第4回宇都宮地域合併協議会において「地域自治制度の構築について」として提出いたします。

### 記

#### 1 地域自治制度小委員会の開催状況

開催回	開催日	主な議題等
第1回	平成15年8月8日	・ 小委員会での検討事項について ・ 宇都宮地域における地域自治制度の構築について
第2回	平成15年10月14日	・ 地域行政機関の所掌事務・予算・執行体制について ・ 地域における住民代表組織について
第3回	平成15年10月23日	・ 地域自治制度の構築について

#### 2 中間報告書

別添のとおり（地域自治制度の構築について）

# 地域自治制度の構築について

## 第1 地域自治制度構築の基本姿勢

### 1 地域自治制度構築の趣旨

- ・ 合併には、自治体の規模が拡大することによる行財政基盤の強化や自治能力の向上というメリットがある一方、住民と行政の距離が拡大する、また、地域特性が失われるという懸念もあります。
- ・ そのため、今回の市町合併においては、新市としての一体性の確保を図りつつも、「地域は全市のために、全市は地域のために」との理念を持つことによって、魅力ある地域を次の世代に引き継ぎ、個性と活気あふれる地域や豊かな新市を築いていくことが重要です。
- ・ こうしたことから、地域における自治を充実強化し、住民自治の拡充を図ることにより、地域の課題を自ら解決できる新しい地域自治の制度を構築する必要があります。

### 2 地域自治制度構築の目的

#### (1) 都市内分権 の推進

厳しい財政状況の中、複雑・多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、行財政基盤の強化を図るとともに、地域の特性を生かした施策を展開することが必要となります。このため、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進します。

#### (2) 住民自治の拡充

住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成するため、住民自治の拡充を図ります。

---

都市内分権 自治体において、より狭域の単位に、一定の権限の移譲を行うこと。いわゆる「住民の顔が見える行政」が展開されるためにも、特に身近な事務について求められるとされている。

### 3 地域自治制度構築による新市のイメージ

#### (1) 地域主体による地方自治の本旨の実現

都市内分権の推進と住民自治の拡充によって強化された地域の自己決定・自己責任に基づき、地域が主体となった地域づくりを行うことを通して、団体自治と住民自治の確立を図り、地方自治の本旨の実現を目指します。

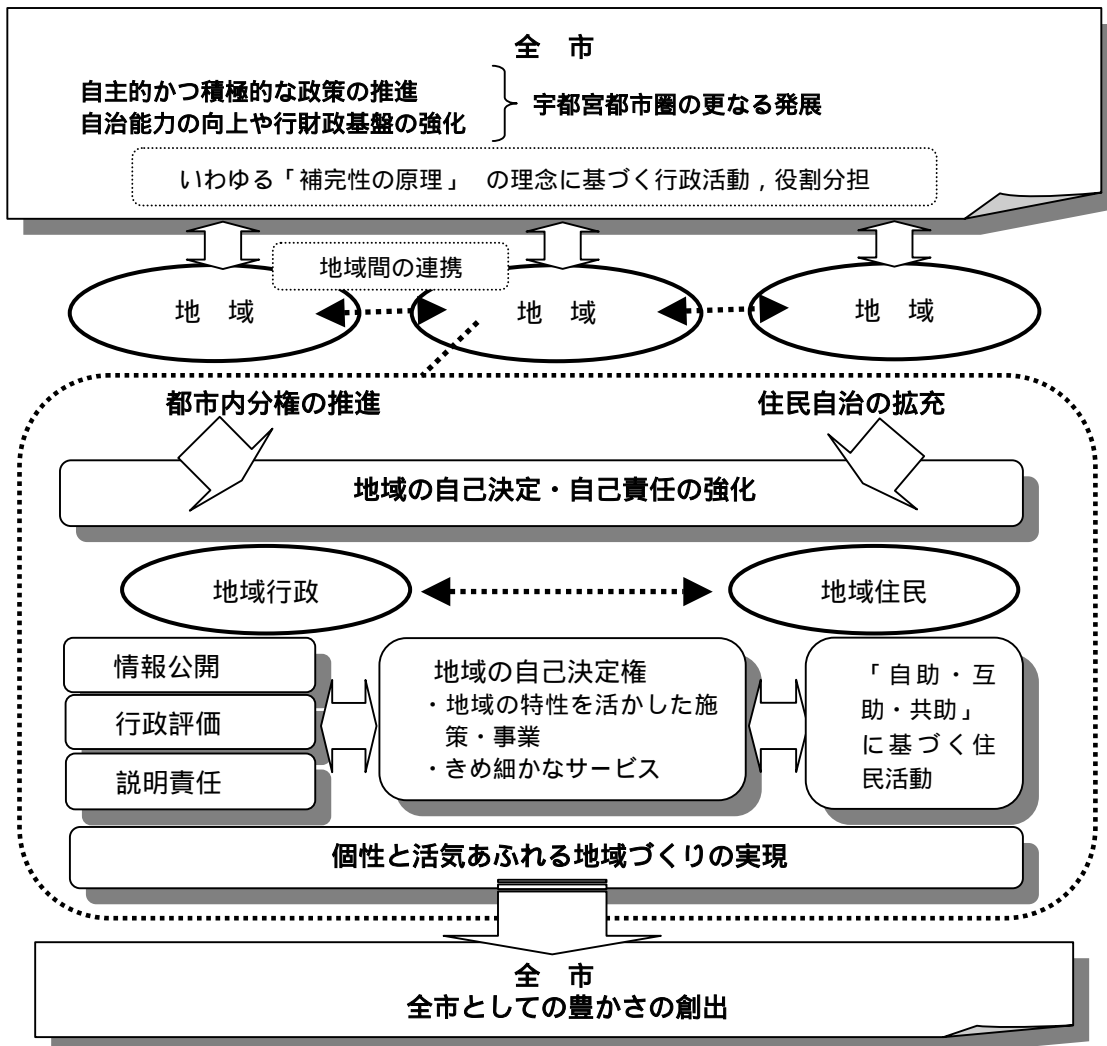
#### (2) 魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出

現在、各町の努力や創意工夫により行われている地域づくりを最大限尊重し、地域への分権や主体性を重視することにより、地域の内発的なエネルギーを湧出させ、合併後もそれぞれの地域が、個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを行うことを通して、全市としての豊かさを創出します。

---

地方自治の本旨 憲法第92条、地方自治法第1条などに示される文言。不確定な概念ではあるが、住民自治と団体自治の両者を含むもので、その具体的内容は各国各時代の政治・経済・社会的諸条件によって決定されるというのが通説とされている。

《地域自治制度構築による新市のイメージ》



補完性の原理 補完性の原理とは「ヨーロッパ地方自治憲章」で条文化され、国連の「地方自治世界憲章草案」にも盛り込まれている「個人の自立」を前提とした社会の構成原理である。補完性の原理とは「キリスト教社会倫理に由来する考え方で、政策決定は、それにより影響を受ける市民、コミュニティにより近いレベルで行われるべきだ」という原則である。

自助・互助・共助 個人でできることは個人で解決する（自助）（この自己決定の中にこそ個人の尊厳の根拠がある）。個人で解決できないときは、まず家族がサポートする（互助）。家族で解決できないときは、地域あるいはNPO・NGOがサポートする（共助）。

（出所：「補完性の原理」と地方自治制度」昇 秀樹『都市問題研究』第55巻第7号）

## 第2 宇都宮地域における地域自治制度の概要

### 1 構築に当たっての考え方

前記第1「地域自治制度構築の基本姿勢」に基づき、都市内分権の推進と住民自治の拡充を図るため、地域における行政と住民の関係や連携のあり方、また、その役割や権限などを中心として、次の点に留意しながら、宇都宮地域においてふさわしい地域自治制度を構築していきます。

#### (1) 効率性に配慮した制度の構築

- ・ 地域の自主性を尊重しながらも、一方で、合併の大きなメリットの一つとして行財政の効率化が求められることから、組織機構や人員の合理化・スリム化など、行財政改革の取組を通して、住民の利便性の向上、サービスの高度化・多様化を図っていく必要があります。
- ・ 地域自治制度の構築に当たっては、行財政の効率化に配慮しながら、地域への分権を行い、地域に根差した自治体運営を目指していきます。

#### (2) 制度的な保障

- ・ 宇都宮地域における地域自治制度は、地方自治法等の範囲内で、条例などにおいて位置付けていきます。
- ・ 現在、国では「地域自治組織」の制度創設に向けた取組の途上にありますが、新しい法律が適用される場合、宇都宮地域における地域自治制度に取り入れることが必要である際には、その活用を図ります。

---

「地域自治組織」の制度創設に向けた取組 第27次地方制度調査会は、中間報告「今後の地方自治制度のあり方について」(平成15年4月30日)において、「地域自治組織」を当面、合併前の旧市町村単位に導入する途を開くとし、二つのタイプを提示している。今後、同年11月頃に最終答申を提出。その答申を踏まえ、平成16年1月の通常国会には、地域自治組織制度の創設を含む合併推進のための法案が提出される予定となっている。ただし、地域自治組織制度についての新しい法律が平成17年3月までの合併についても適用されるか否かは、国において検討中のため現在のところ明確ではない。

### (3) 住民自治の拡充に向けた制度の向上

- ・ 地域自治制度は、住民自治の拡充や地域特性を生かした地域主体の地域づくりを目指すものであり、その理念を継続させていく必要があります。
- ・ このため、住民自治の拡充に向け、各地域における住民自治の熟度や法改正の状況などを勘案しながら、常に制度を見直し、向上を図っていきます。

## 2 地域自治制度構築の方向性

- ・ 都市内分権により一定の権能を備えた地域行政機関 と、一定の役割を担う住民代表組織 が連携し、それぞれの役割を発揮し合うことにより、魅力ある地域づくりを展開していきます。
- ・ これまでの各町における自治の歴史を尊重するため、地域行政機関及び住民代表組織は、合併前の旧町を単位として設置します。

### (1) 行政機関

#### ア 地域行政機関

地域行政機関は、地域における身近な行政機関として、地域の特性を生かした事務事業や地域に密接に関連したサービスを展開するとともに、地域住民が主体となった地域づくりを行うための支援・調整の役割を担います。

---

地域行政機関 法的には地方自治法（第155条第1項）に基づく総合出先機関（支所ないし出張所）。ただし、本庁の“出先機関”との旧来の考え方ではなく、地域における自治の拠点として主体的な役割を担うものを想定しているため、ここでは「地域行政機関」としている。

住民代表組織 地域住民の中から所定の方法によって選出された“代表”による合議制の組織を想定し、ここでは「住民代表組織」としている。

## イ 全市統轄機関

全市統轄機関は、住民の生活保持のために不可欠な基本的な事務事業や全市的に行うことが効率的な施策・事務事業を実施し、また、全市的な政策・施策の企画立案など、総合政策・総合調整の役割を担います。

### (2) 住民代表組織

- ・ 住民代表組織は、地域住民や住民組織（コミュニティ組織）などとの連携により、地域の総意を形成し、行政に反映していく役割を担います。
- ・ また、地域に関する施策・事務事業の立案や当該地域に関する計画の策定などに参画し、地域の代表としての役割を担います。

### (3) 住民組織（コミュニティ組織）

住民組織（コミュニティ組織）は、住民自治活動の実施主体として、住民自治を拡充するために重要な役割を担います。

## 3 地域行政機関の執行体制

地域行政機関は、地域自治の拠点としての主体的な役割を担う、地域における総合的な行政機関とします。

### (1) 法的位置付け

地域行政機関は、地域における身近な行政機関として、住民生活に密着したサービスを幅広く提供していくため、地方自治法に基づく「支所」として位置付けていきます。

### (2) 名称

地域行政機関の名称は、地域自治の拠点としての理念を表したものとします。

---

全市統轄機関 “本庁”を指しているが、本庁においても、住民に対するサービス提供の機能などを備えていることから、地域行政機関との役割面での対比を行うため、ここでは「全市統轄機関」としている。

住民組織（コミュニティ組織） 自治会等の地縁団体や地域まちづくり組織等のコミュニティ組織といった、地域づくりの実施組織を包含して、ここでは「住民組織（コミュニティ組織）」としている。



### ( 3 ) 権限

地域行政機関は、主として次に掲げる事項について権限を有するものとします。

地域行政機関の事務事業，予算の執行

当該地域に関する計画の策定

当該地域に係る全市的な施策・事務事業の意思決定への参画

### ( 4 ) 組織体制

個性と活気あふれる地域づくりに必要な組織体制を整備しながらも，行政改革の観点から，効率的・効果的な執行体制を確立していきます。

### ( 5 ) 地域を担当する特別職の配置

- ・ 合併は地域社会に大きな影響を及ぼすものであるため，その移行期に当たっては，地域住民，地域団体，民間団体などを総合的に調整し，主体的な地域づくりを推進する重要な役割を担う人材が求められることから，一定期間は，特別職を配置する必要があります。
- ・ また，地域自治の推進の観点からも，地域の行政，実情に精通した人材を外部からも登用することができるなど，特別職の配置が有効でありますので，新市の組織全体の中でその機能が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要があります。
- ・ このことから，地域を担当する特別職の配置については，その法的位置付けや配置のあり方，権限の範囲，呼称，選任方法，報酬など，十分に協議し，結論を出していきます。

#### 4 地域行政機関の事務事業

- ・ 地域行政機関の事務事業は、都市内分権と行政の効率性のバランスに十分留意し、地域自治制度構築の趣旨を常に念頭に置きながら定めます。
- ・ 地域行政機関の事務事業を定めるに当たっては、基本的に、住民の利便性が低下しないことに配慮します。
- ・ 合併時において定めた事務事業や執行体制については、住民サービスの低下を招くことがないように十分留意しつつ、行政改革の推進及び事務の効率的な執行の観点から、合併後も見直しを行っていきます。

##### (1) 地域行政機関が実施する事務事業の概要（別紙1参照）

- ・ 地域行政機関においては、地域づくりや地域振興など、地域の実情や主体性を重視すべき、地域に密接に関連した事務事業を展開します。
- ・ また、戸籍住民・税務・国保年金・介護保険・保健福祉・教育における窓口サービスなど、住民の利便性を図るべきサービスを実施します。
- ・ さらに、各種相談業務や保健福祉における給付業務、サービス提供活動など、地域を対象として提供するサービスを実施します。

##### (2) 全市統轄機関が実施する事務事業の概要（別紙2参照）

- ・ 全市統轄機関においては、社会保障や環境、消防など住民の生活保持のために不可欠な基本的な事務事業、また、各部門における統轄機能や全市的な施策・事務事業などについて、合併に伴う規模のメリットを生かして効率化を図り、全市一体的に行います。
- ・ ただし、全市一体的に行うべきものであっても、市税・国保年金に係る事務などについて、一定期間、経過措置的に地域行政機関で実施する必要がある場合には、その事務事業の範囲や実施方法等の検討を行い、地域行政機関で実施します。

## 5 地域づくりのための予算

- ・ 個性ある地域づくりや地域課題の解決のため、一定の基準を設け、地域の裁量を生かす予算配分の仕組みづくりを行います。
- ・ 仕組みづくりに当たっては、効率性や妥当性の観点についても十分留意しながら、真に必要な予算を配分します。

### (1) 予算配分の対象

住民活動の支援・総合調整，地域の安全・安心対策，地域経済振興，身近な公共施設の維持管理など，地域が主体となって行う地域づくりや地域振興のための事務事業 を対象として，予算を配分します。

### (2) 予算配分の方法

- ・ 予算配分は、「一定の基準に基づく配分方法」と「地域の創意工夫を重視した配分方法」の組み合わせにより行います。
- ・ 「一定の基準に基づく配分方法」については、地域の実情に応じて地域で行うことが効果的な事務事業に充てるものとし、「地域の創意工夫を重視した配分方法」については、地域の独自性や主体性を生かした事務事業に充てるものとします。

#### ア 一定の基準に基づく配分方法

- ・ 客観性・公平性の高い配分を行うため、地方交付税の普通交付税 における基準財政需要額 算定の考え方を取り入れ、地域づくりや地域振興のための事務事業の実施に見合った予算を地域に配分します。

---

地域が主体となって行う地域づくりや地域振興のための事務事業 別紙1「地域行政機関が実施する事務事業の概要」において、「a 地域に密接に関連したもの」に分類される事務事業。

地方交付税における普通交付税 地方交付税は、地方財政保障制度の主体であり、国税の一定割合を割いて、一般財源が不足する自治体に配分される。用途は特定されていないので、自治体の裁量で用途を決めることができる。普通交付税は、地方交付税の一種でその94%を占める。

基準財政需要額 普通交付税の算定上、自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うために必要な財政需要を、各行政項目ごとに算定した額の合計額をいう。

- ・ 配分された予算の執行に当たっては、地域の実情に応じた自由度を保つものとし、地域行政機関が、重点的に行う事務事業や優先順位などについて、住民代表組織との協議を行いながら、地域づくりのために弾力的に使えるものとしします。

#### イ 地域の創意工夫を重視した配分方法

- ・ 地域の特性を生かした独自の地域づくりへの創意工夫の意欲を重視し、個性や魅力のある地域づくりや地域課題の解決に寄与するような配分を行います。
- ・ 地域行政機関が住民代表組織との協議により計画を策定し、それに基づいて要求した予算について、全市統轄機関が審議・査定を行い、予算を配分します。

### 6 住民代表組織の全体像

- ・ 住民代表組織は、地域の総意を形成し行政に反映していくとともに、地域が主体となった地域づくりの核としての役割を担います。
- ・ 住民代表組織は、自主的かつ積極的に、より良い地域づくりや地域課題の解決を行うため、地域行政機関との“協議機関”，すなわちパートナーとして、地域住民や住民組織などとの連携が求められています。
- ・ このように、住民代表組織は、住民自治の拡充において極めて重要な役割を担うことから、その役割を十分に果たすことができるよう、住民組織（コミュニティ組織）の熟度などを念頭に、制度を構築していきます。
- ・ 住民代表組織は、新市における住民自治の熟度や国における「地域自治組織」の検討状況を睨みながら、今後とも住民自治のさらなる拡充に向け、制度的な見直しを行います。

### ( 1 ) 法的位置付け

- ・ 住民代表組織は、地域づくりのための組織として、より意欲的な取組がなされるよう、その位置付けを明確なものとしします。
- ・ 住民代表組織は、地方自治法に基づき条例の定めるところにより、諮問機関として位置付け、制度的に保障します。

### ( 2 ) 具体的な役割

住民代表組織は、主として次に掲げる事項について、役割・機能を有します。

当該地域の施策・事務事業等の立案への参画

当該地域に関する計画の策定への参画

市町建設計画の執行状況に対し意見を述べるなど、合併特例法における「地域審議会」の役割

### ( 3 ) 組織構成

#### ア 基準

全市共通の一般的な基準を作成し、具体的には、地域行政機関が地域の実情に応じて運用します。

#### イ 構成及び定数

- ・ 住民代表組織は、地域の総意が反映できるような組織構成としていきます。
- ・ 住民代表組織の構成員の定数は、地域の人口規模や旧町の議員数などを参考にしながら、一定の基準を定めます。

---

合併特例法における地域審議会の役割 「地域審議会制度」は、合併によって住民の意見が行政の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることから、平成11年の法改正により創設された制度。地域審議会の役割は合併協議において話し合われるが、一般的には市町村建設計画の執行状況に関する答申・意見具申、各種計画に関する答申などのいくつかの役割が想定されている。なお、地域審議会は設置期間を設けて旧市町村の区域を単位とし、設置することができるが、設置期間は、一般的には市町村建設計画の計画期間が適当とされている。

## ウ 選出方法

住民代表組織の構成員の選出については、自治会やPTAなど地域の各種団体の推薦を受けた者を任命する団体推薦制や公募の住民の中から選出する公募制など、幅広い方法において選出し、住民代表性の向上に努めていきます。

## エ 任期

住民代表組織の構成員の任期は、一定の活動成果が期待できる期間とします。

## オ 報酬

住民代表組織は、諮問機関として位置付けられることから、構成員には、条例に定められた報酬を支払うものとします。

## 7 住民代表組織と住民組織（コミュニティ組織）との関係について

### （1）住民自治活動の現状（重層性・多元化）

- 住民自治活動の主体となる住民組織（コミュニティ組織）は、単位自治会などのコミュニティレベルをはじめとして、地域の実情により小・中学校区などの広域コミュニティレベル、市政・町政レベルまで、その役割に応じ重層的に組織されています。

### 《住民組織（コミュニティ組織）の現状》

区 域	住民組織（コミュニティ組織）				
	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	高根沢町
自治体の区域	・ 自治会連合会	・ 自治会長連絡協議会	・ 自治会長連絡協議会	・ 自治会長連合会	・ 区長会
小・中学校区	・ 地域まちづくり組織（37） ・ 地区連合自治会	・ コミュニティ推進協議会（4）		・ コミュニティ推進協議会（1）	
単位自治会の区域	・ 710 自治会	・ 91 自治会	・ 34 自治会	・ 51 自治会	・ 54 自治会

- ・ さらに近年，自治会などの地縁型組織だけでなく，分野別のコミュニティ組織，また，NPOやボランティア団体など，区域を活動単位としない新しい組織が，環境や地域福祉などの各分野において重要な役割を果たすようになってきています。
- ・ また，住民自治活動の実施機能のみならず，こうした各組織間の連絡調整機能を持つ「地域まちづくり組織」や「コミュニティ推進協議会」が組織されている市町もあり，活発な活動が展開されています。

## (2) 今後の取組の方向性

- ・ 住民組織（コミュニティ組織）は，住民自治活動の実施主体として重要な役割を担い，これまでも，各町において様々な活動を行ってきたことから，地域行政機関は，今後も，これまで培われてきた住民自治活動を最大限尊重し，さらなる育成・支援に努める必要があります。
- ・ また，地域行政機関は，こうした様々な組織との連携をこれまで以上に推進していくとともに，住民組織（コミュニティ組織）やNPO等の各組織間における，いわば「よこの連携」をコーディネートし，すべての組織が連携・協力し，住民自治が機能する仕組みの構築が必要です。
- ・ 住民組織の熟度や活動の状況は，各地域で異なることから，住民代表組織との関係については，地域の実情に即した取組を行っていきます。

## 地域行政機関が実施する事務事業の概要

分類項目 / 事務事業の性質	例 示
a 地域に密接に関連したもの	
<p>地域固有の独自性や実情に関するもの</p> <p>地域が主体となって担うことが効果的なもの</p>	<p>地域づくり，地域振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のまちづくりに関する計画の策定</li> <li>・ 地域における広報・広聴</li> <li>・ 地域コミュニティ活動の支援，地域づくり関連のNPO・ボランティアなどの住民活動の総合調整</li> <li>・ 地域の安全・安心対策（防犯，防災，交通安全）</li> <li>・ 地域の生活環境保全及び活動の支援，環境に係る相談</li> <li>・ 地域経済振興の相談・支援（商工業，農林業）</li> <li>・ 地域における商工業振興対策</li> <li>・ 地域における農林業振興対策</li> <li>・ 地域内の公共施設の維持管理・補修（道路，公園等）</li> <li>・ 地域性のある施設の管理・運営・修繕（庁舎，コミュニティ施設等）</li> <li>・ 生涯学習活動支援</li> <li>・ 地域伝統・文化の継承活動支援，地域イベント</li> <li>・ 教育相談（不登校対策等）</li> </ul>
b 窓口サービス	
<p>住民の利便性の観点から，住民に身近な場所でのサービス提供が求められるもの</p>	<p>戸籍住民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届書受付，証明交付</li> <li>・ 諸事務（記録等）</li> </ul> <p>税 務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請受付，証明交付</li> </ul> <p>国保年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者証交付</li> </ul> <p>介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請受付，証書・証明交付</li> </ul> <p>保健福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請受付，証書・手帳交付</li> </ul> <p>教 育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立学校の入学・転学事務，証明交付</li> </ul>
c 地域を対象として提供するサービス	
<p>住民と向き合いサービスの提供を行うべきもので，なおかつ，事務の効率性の観点から地域において供給すべきもの</p>	<p>税 務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談</li> </ul> <p>国保年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談</li> <li>・ 給付，貸し付け</li> </ul> <p>介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談</li> </ul> <p>保健福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談・支援</li> <li>・ 給付（現金給付，福祉用具等の現物給付等）</li> <li>・ サービス提供活動（訪問指導，健康づくり活動，健康診査等）</li> </ul>



## 全市統轄機関が実施する事務事業の概要

分類項目 / 事務事業の性質	例 示
<p>d 全市一体的に行うべきもの</p> <p>住民の生活保持のために保障すべき,基本的なもの</p> <p>全市的なもの, または,規模のメリットにより効率化が図られるもの</p>	<p>企画・総務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合政策, 広報・広聴, 危機管理, 行政管理, 財産管理, 契約</li> </ul> <p>税 務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制, 賦課・徴収事務</li> </ul> <p>市民生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域づくり・サービス事務の総合調整</li> </ul> <p>国保年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保年金事務の統轄</li> </ul> <p>介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険事務の統轄, 賦課・徴収事務</li> </ul> <p>保健福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健と福祉に関する事務の統轄, 許認可, 試験検査, 指導監査, 監視</li> </ul> <p>環 境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境政策, 環境保全, 資源循環推進, 廃棄物対策, 清掃事業</li> </ul> <p>商工・農務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業政策, 金融政策, 観光政策, 労政事業</li> <li>・ 農業政策, 農政・農地対策, 土地改良・農業集落排水事業</li> </ul> <p>建設・上下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設</li> <li>・ 公共公益施設等の新設・改良, 施設管理, 住宅政策</li> <li>・ 上下水道事業, 収納事務</li> </ul> <p>都市開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画, 都市基盤整備(再開発, 土地区画整理事業, 公園等)</li> </ul> <p>消 防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防, 予防, 救急体制の統轄</li> </ul> <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習, 学校教育, 文化, スポーツ振興の統轄</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会, 選挙, 監査, 出納</li> </ul>

別紙 1, 2 は, 現時点における事務事業の整理となりますが, 現在さらに, 詳細について, 事務事業全般にわたり検討しています。

### 宇都宮地域における合併後の地域自治制度のイメージ

